

人と自然が共生する都市まえばる再生計画 新旧対照表

変更後	変更前
<p>4 地域再生計画の目標 (目標1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を 68%から <u>81%</u>に向上)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業 (5-1) 全体の概要 市全域(農業集落排水事業採択区域・合併浄化槽事業区域を除く)において、公共下水道事業を、怡土・長糸・白糸・高上地区で農業集落排水事業を、人口密度の比較的少ない地域及び山間部については合併浄化槽(個人設置型)事業を実施する。さらに、これと併せて県が整備したふれあい護岸などの活用を通じ、県と市が積極的に連携を図りながら、「水辺の楽校」、県及び市が実施する「出前講座」等により、水資源の重要性をPRしていく。</p> <p>(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。 なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。 <u>・公共下水道 平成20年7月に事業認可</u></p> <p>[事業主体] ・前原市(下水道法第4条に基づく事業認可済み)</p> <p>[施設の種類] ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)</p>	<p>4 地域再生計画の目標 (目標1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を 68%から <u>78%</u>に向上)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業 (5-1) 全体の概要 市全域(農業集落排水事業採択区域・合併浄化槽事業区域を除く)において、公共下水道事業を、怡土・長糸・白糸・高上地区で農業集落排水事業を、人口密度の比較的少ない地域及び山間部については合併浄化槽(個人設置型)事業を実施する。さらに、これと併せて県が整備したふれあい護岸などの活用を通じ、県と市が積極的に連携を図りながら、「水辺の楽校」、県及び市が実施する「出前講座」等により、水資源の重要性をPRしていく。</p> <p>(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。 なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。 <u>・公共下水道 平成19年7月に事業認可</u></p> <p>[事業主体] ・前原市(下水道法第4条に基づく事業認可済み)</p> <p>[施設の種類] ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)</p>

変更後	変更前
<p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道 <u>下水道認可区域</u> <u>(有田、有田中央一・二丁目、池田、井田、板持、板持一・二丁目、岩本、井原、浦志、浦志一・二・三丁目、潤一・二・三・四丁目、大浦、荻浦、加布里、神在、蔵持、香力、志登、篠原、篠原西一・二・三丁目、篠原東一・二・三丁目、新田、曾根、高田、高田一・二・三・四・五丁目、多久、千早新田、泊、富、波多江、波多江駅北一・二・三・四丁目、波多江駅南一・二丁目、東、前原、前原駅南一・二・三丁目、前原北一・二・三・四丁目、前原中央一・二・三丁目、前原西一・二・三・四・五丁目、前原東一・二・三丁目、前原南一・二丁目、三雲、美咲が丘一・二・三・四丁目、南風台一・二・三・四・五・六・七・八丁目、八島、油比)</u> ・ 農業集落排水施設 怡土・長糸・白糸・高上地区 ・ 浄化槽（個人設置型） <u>前原市公共下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く区域</u> 	<p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道 <u>前原市全域</u> <u>(農業集落排水事業採択区域・合併浄化槽事業区域を除く)</u> ・ 農業集落排水施設 怡土・長糸・白糸・高上地区 ・ 浄化槽（個人設置型）<u>前原市全域</u> <u>(公共下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く)</u>

変更後		変更前	
[整備量]		[整備量]	
・ 公共下水道	$\phi 150 \sim \phi 300$ <u>L=32,810m</u> (交付金事業分のみ) 処理場 1箇所	・ 公共下水道	$\phi 150 \sim \phi 300$ <u>L=19,589m</u> (交付金事業分のみ) 処理場 1箇所
・ 農業集落排水施設	$\phi 150 \sim \phi 300$ <u>L=20,000m</u> (交付金事業分のみ) 処理場 1箇所	・ 農業集落排水施設	$\phi 150 \sim \phi 350$ <u>L=11,429m</u> (交付金事業分のみ) 処理場 1箇所
・ 浄化槽 (個人設置型)	<u>73基</u>	・ 浄化槽 (個人設置型)	<u>70基</u>
なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。		なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。	
公共下水道	前原市全域 <u>3,800人</u> (農業集落排水事業採択区域・合併浄化槽事業区域を除く)	公共下水道	前原市全域 <u>2,800人</u> (農業集落排水事業採択区域・合併浄化槽事業区域を除く)
農業集落排水施設	怡土・長糸・白糸・高上地区 <u>2,130人</u>	農業集落排水施設	怡土・長糸・白糸・高上地区 <u>1,250人</u>
合併浄化槽	前原市全域 <u>308人</u> (公共下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く)	合併浄化槽	前原市全域 <u>305人</u> (公共下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く)
[事業費]		[事業費]	
・ 公共下水道	<u>3,601,120千円</u> (うち、交付金 1,843,860千円)	・ 公共下水道	<u>3,705,900千円</u> (うち、交付金 1,896,250千円)
・ 農業集落排水施設	1,105,950千円 (うち、交付金 552,975千円)	・ 農業集落排水施設	1,105,950千円 (うち、交付金 552,975千円)
・ 合併浄化槽 (個人設置型)	<u>28,002千円</u> (うち、交付金 9,334千円)	・ 合併浄化槽 (個人設置型)	<u>27,915千円</u> (うち、交付金 9,305千円)
・ 合計	<u>4,735,072千円</u> (うち、交付金 2,406,169千円)	・ 合計	<u>4,839,765千円</u> (うち、交付金 2,458,530千円)